

第15回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月28日（金）午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）
3. 出席委員 16名
4. 欠席委員 2名
5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第40号	農地法第18条の規定による合意解約の成立状況の確認について
日程第3	議案第41号	現況証明願いについて
日程第4	議案第42号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第5	議案第43号	農地法第4条の規定による許可について
日程第6	議案第44号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主任
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第15回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は15名であります。

袖原 千秋 委員、金曾 浩文 委員から所用のため、本日の総会に出席できない旨の届出がありましたので報告いたします。

また、今村 昭仁 委員が所用のため、本日の会議に遅れてくる旨の届出がありましたので報告いたします。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、13番 穀内 和夫 委員、14番 守澤 芳弘 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成30年8月31日の第14回総会以降で報告していない業務について報告いたします。

農業委員会業務報告

1. 会議関係について

- (1) 9月 3日 (月) 十勝農業委員会連合会第2回役員会
全国農業委員会会長代表者集会スケジュールほか
帯広市役所 会長出席
- (2) 9月4日～14日 第3回大樹町議会定例会
役場4階議場 会長出席
- (3) 9月15日 (土) 柏林公園祭りに伴うご来賓歓迎レセプション
大樹町経済センター 会長欠席
- (4) 9月16日 (日) 吉岡町農業委員会の大樹町視察研修
役場1階大会議室・サンエイ牧場
会長、代理、農地委員長、農政委員長・副委員長、
広報委員長、懇話会長 出席
- (5) 9月16日 (日) 第48回和牛まつり
柏林公園 会長欠席
- (6) 9月20日 (木) 農政委員会
平成31年度農業政策・予算確保に関する
要望について
役場2階中会議室 農政委員8名、会長出席
- (7) 9月21日 (金) 現地調査 第3班
現況証明2件、農地転用5件
- (8) 9月26日 (水) 現地確認

転用（晩成地区） 2 件

(9) 9月27日（木） 高校生議会

役場 4 階議場 会長出席

2. 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告等について

農地所有適格法人報告書について、5 法人から提出がありましたので、添付資料のとおり報告致します。書類等の内容については、いずれも完備されておりましたので、受理致しました。

3. その他

(1) 農作物生育作況調査（9月15日現在）

(2) 事業計画書の一部変更について

工事名：平成 30 年度 40 m³二次耐震性貯水槽新設工事

(3) 農地法第 4 条の規定による許可処分の取下げ願い

○申請

申請年月日：平成 30 年 5 月 9 日

申請者：（ 氏 名 ）

申請内容：経営規模拡大に伴う堆肥乾燥舎の建設

申請地：（地番）

申請面積：23, 152 m²のうち2, 889 m²

許可年月日：平成 30 年 5 月 29 日

○取下げ

取下げ年月日：平成 30 年 9 月 7 日

受付年月日：平成 30 年 9 月 7 日

取下げ理由：事業計画の変更に伴い、隣接する畑に同規模の堆肥乾燥舎を
建設したいため

(4) クールビズの終了

今年のクールビズ対策は 9 月末で終了

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第40号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第40号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は1件でございます。

申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第40号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計4筆

面積 合計65,935㎡

契約年月日 平成25年11月1日

解約年月日 平成30年8月28日

土地の引渡し日 平成30年10月1日

基盤強化法第18条による賃貸借(農地保有合理化事業)

合意解約の成立状況については、次のページをご覧ください。

農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立しているものと思われま。

議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第40号、番号1番の農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第41号、現況証明願いについての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第41号 現況証明願いについて提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます現況証明願いは2件でございます。

申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から2番内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任

議案第41号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 鉄道用地

現況地目 畑

面積 1,764㎡

現地調査 平成30年9月21日 第3班 金丸 班長

この案件は、鉄道用地だった申請地を開墾したため、本現況証明で登記簿地目を畑に変更する案件となります。

番号2番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 宅地

現況地目 畑

面積 1,643㎡

現地調査 平成30年9月21日 第3班 金丸 班長

この案件は、宅地だった申請地を開墾したため、本現況証明で登記簿地目を畑に変更する案件となります。

1番と2番の案件につきましては、本総会でお認めいただきましたら、登記簿地目が畑となります。申請者は共に農業者ではありませんので、登記簿地目の変更が終わりましたら、近隣農業者への賃貸、または売買を行うよう進めて参ります。以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から2番について、調査班より報告を求めます。
第3班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番
金丸委員

議案第41号、1番から2番について報告いたします。

1番につきまして、申請地は隣の農地を利用している農家が地続きで利用しており、その方が農地として整備したと伺っています。現地調査の結果、現在畑として利用されており、今後も畑としての利用が見込まれるため、畑であると、班では判断しました。

2番につきまして、申請地は、申請者より、隣の農地を利用している農家の使いやすいうようにして良い、と伝えており、その農家が畑として整備したと伺っております。現地調査の結果、現在畑として利用されており、今後も畑としての利用が見込まれるため、畑であると、班では判断しました。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第41号、現況証明願ひについての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第42号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第32号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は1件でございます。内容は、使用貸借による貸貸借が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第42号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計20筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計256,108㎡

理由

貸主 貸付農地解約に伴う貸付

借主 同上理由による借受

借受人等の経営地の状況

自作地

所有地 244,720.00㎡

使用収益権を有する土地 518,762.00㎡

経営地合計 763,482.00㎡

労働力 4名

借主の家畜の状況

乳牛 290頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用
共同防除活動 該当なし
遺伝子組換え作物 なし
作付（予定）作物 一部連作
使用貸借による賃貸借（無償）
地区担当委員 吉田 義明 委員

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。
以上で説明を終わります。

議長 次に、番号1番について地区担当委員より報告を求めます。
吉田 義明 委員から報告願います。

9番 議案第42号、1番について報告いたします。
吉田（義） （貸主）が中間管理事業で貸していた農地を合意解約し、農地が戻ってきたために、後継者の設立した法人に貸し出す案件となります。
委員 借主は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。
また、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。
ご審議のほど、よろしく願います。

議長 報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第42号、番号1番の農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（全員異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第43号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第43号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。
今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は5件でございます。内容は、農家住宅の農地転用が1件、農作収穫物及び農畜産物堆積場の農地転用が3件、農業用施設の農地転用が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第43号、農地法第4条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 47,019㎡のうち2,675㎡

目的 農家住宅の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

住宅	建築面積	207.22㎡
	所要面積	406.00㎡
庭	所要面積	614.59㎡
駐車スペース	所要面積	88.00㎡
ソーラーパネル敷地	所要面積	720.39㎡
通路	所要面積	846.02㎡
	合計所要面積	2,675.00㎡

転用基準 第1種農地（農業振興地域整備計画除外地）

許可理由 農地法施行規則第38条及び第39条第1項

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用」

現地調査 平成30年9月21日 第3班 金丸 班長

本来は使用貸借契約を一度合意解約して転用手続きをしますが、農地所有者の（申請人の父）が経営移譲年金の受給者であることから農業者年金基金への届け出が必要になるため同意書を頂き使用貸借をした状態で4条転用の手続きを行います。

番号2番

申請人（地区）（氏名）

土地の表示（地番）1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 48,795㎡のうち720㎡

目的 農作収穫物堆積場の整備

時期 許可の日から永年間

計画内容

収穫物堆積場 建築面積 720.00㎡ 所要面積 720.00㎡

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地（用途変更手続き中）

許可理由 農地法第4条第6項の規定による転用

現地調査 平成30年9月21日 第3班 金丸 班長

番号3番

申請人（地区）（氏名）

土地の表示（地番）1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 47,877㎡のうち750㎡

目的 農作収穫物堆積場の整備

時期 許可の日から永年間

計画内容

収穫物堆積場 建築面積 750.00㎡ 所要面積 750.00㎡

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地（用途変更手続き中）

許可理由 農地法第4条第6項の規定による転用

現地調査 平成30年9月21日 第3班 金丸 班長

本来は使用貸借契約を一度合意解約して転用手続きをしますが、農地所有者の（申請人の父）が経営移譲年金の受給者であることから農業者年金基金への届け出が必要になるため同意書を頂き使用貸借をした状態で4条転用の手続きを行います。

また、チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は不要となり本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

また、工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、問題が無ければ台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から3番について調査班より調査報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番

議案第43号、1番から3番について報告いたします。

金丸委員

1番につきまして、農家住宅を建設する案件となります。

既存の宅地のそばに建設する計画であり、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

2番につきまして、土壌線虫の侵入予防対策として、農作物の堆積場を整備する案件となります。

申請者の圃場の場所等を考慮すると、他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

3番につきまして、土壌線虫の侵入予防対策として、農作物の堆積場を整備する案件となります。

申請者の圃場の場所等を考慮すると、他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第43号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長代理

再開致します。

それでは番号4番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

続きまして、議案第43号、4番から5番について説明いたします。

番号4番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 49,427㎡のうち2,500㎡

目的 農畜産物堆積場の整備

時期 許可の日から永年間

計画内容

堆積場 所要面積 2,500.00㎡

転用基準 農業振興地域整備計画における農業用施設用地

許可理由 農地法第4条第6項の規定による転用

現地調査 平成30年9月21日 第3班 金丸 班長

申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は不要となり本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

番号5番

申請人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計23,152㎡のうち8,753㎡

目的 経営規模の拡大に伴う堆肥乾燥舎の建設

時期 許可の日から永年間

計画内容

堆肥乾燥舎	2棟	建築面積	1,872.00㎡
		所要面積	2,324.00㎡
通路・作業場		所要面積	6,429.00㎡
		合計所要面積	8,753.00㎡

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地（用途変更手続き中）

許可理由 農地法第4条第6項の規定による転用

現地調査 平成30年9月21日 第3班 金丸 班長

申請面積が3,000㎡を超えるため北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取が必要な案件となります。

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

また工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、問題が無ければ台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長代理

説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

議長代理

再開いたします。

次に、番号4番から5番について調査班より調査報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員から報告願います。

17番

金丸委員

議案第43号、4番から5番について報告いたします。

4番につきまして、申請地は水はけが悪く、また既存のバンカーと隣接した角地のため畑としての活用が難しい状況です。農畜産物堆積場として整備することにより農作業で土地を有効に活用できると考えられます。

他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

5番につきまして、5月に転用許可を出した案件ですが、事業計画の変更に伴い、同規模の施設を追加で建設することになり、今回改めて転用申請されたものです。

バイオガспラント等の他の施設の配置から考えて他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長代理

報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長代理

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第43号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長代理

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開致します。
日程第6、議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。
今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は3件でございます。内容は、新規の賃貸借が3件でございます。
その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。
以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第44号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計4筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計65,935㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃貸権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年10月1日 終期平成35年8月26日 4年11ヶ月

金額 年額185,625円 毎年12月10日に指定口座に振込

農地保有合理化事業による賃貸借

前所有者 (地区) (氏名)

番号2番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 47,996㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃貸権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年10月1日 終期平成35年7月26日 4年10ヶ月

金額 年額163,000円 毎年12月10日に指定口座に振込

農地保有合理化事業による賃貸借

前所有者 (地区) (氏名)

番号3番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 49,711㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年10月1日 終期平成35年7月26日 4年10ヶ月

金額 年額169,000円 毎年12月10日に指定口座に振込

農地保有合理化事業による賃貸借

前所有者 (地区) (氏名)

1番については合理化事業の買受者変更に伴う借主の変更の案件となります。

2番と3番については合理化事業の一時貸付の案件となります。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

番号1番から3番については、合理化事業により北海道農業公社が買い受けた土地を買い受け予定者に対して行う賃貸借のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第44号、番号1番から3番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、10月30日、火曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

以上をもって、第15回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

|

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成30年 9月28日

会 長 金谷不正喜

委員(13番) 穀内和夫

委員(14番) 守澤芳弘